

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

(参照法令一覧)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号） .....
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号） .....
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄） .....
- 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄） .....
- 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄） .....
- 中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）（抄） .....
- 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄） .....
- 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄） .....
- 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄） .....
- 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄） .....
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）（抄） .....
- サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）（抄） .....
- 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄） .....
- 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄） .....
- 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（抄） .....
- 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄） .....
- 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄） .....
- 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄） .....
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）（抄） .....
- 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄） .....

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
  - 第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条—第八条）
  - 第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進
    - 第一節 経営革新（第九条・第十条）
    - 第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十一条・第十二条）
    - 第三節 支援措置（第十三条—第十六条）
    - 第四節 支援体制の整備（第十七条—第二十一条）
  - 第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備
    - 第一節 新技術を利用した事業活動の支援（第二十二条—第二十七条）
    - 第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第二十八条—第三十四条）
    - 第三節 雜則（第三十五条）
  - 第五章 雜則（第三十六条—第四十一条）
  - 第六章 罰則（第四十二条）
- 附則
- 第一章 総則
  - （目的）
- 第一条 この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割的重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  
（定義）
- 第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として當むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 六 企業組合

## 七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第三号に掲げる者にあつては、中小企業者に限る。）をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

3 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人  
二 設立の日以後の期間が五年未満の会社

三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であつて、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの

4 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

5 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新

たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

6 この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

7 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者又は組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

8 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異なる事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

9 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一條第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

10 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

11 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十八条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行ふ者であつて、第二十八条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

12 この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）及び高度技術の研究開発に関し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項
  - イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向
  - ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項
- 二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項
  - イ 経営革新に関する次に掲げる事項
    - （1） 経営革新の内容に関する事項
    - （2） 経営革新の実施方法に関する事項
    - （3） 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項
  - ロ 異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項
    - （1） 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項
    - （2） 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項
    - （3） 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項
    - （4） 海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項
  - ハ 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の支援体制の整備に関する次に掲げる事項
    - （1） 経営革新等支援業務（第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
    - （2） 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項
  - 三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項
    - イ 新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項
      - （1） 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（第四章第一節において「中小企業者等」という。）に対して支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項

(2) 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たつて配慮すべき事項  
口 次に掲げる事項につき、第二十八条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの

(1) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に関する事項  
(2) 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

### （中小企業信用保険法の特例）

第四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、創業等関連保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、創業者及び新規中小企業者（第二条第三項第一号に掲げるもののうち当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかつたもの及び同項第二号に掲げるもののうち当該設立の日前に事業を営んでいなかつた個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。）の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者及び新規中小企業者に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」のあるのは「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者を含む。以下この条において同じ。）」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第四条第一項に規定する創業等関連保証（以下「創業等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者）とあるのは「創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千五百万円及び八千万円（創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千五百万円及び八千万円から」とする。」

2 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者であつて、創業等関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中止企業者とみなして、同法第三条の二（第一項及び第三項を除く。）及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額は、政令で定める。  
4 無担保保険の保険関係であつて、創業等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険

金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中小企業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二条第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 新規中小企業者が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 新規中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(診断及び指導)

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

(課税の特例)

第八条 特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年

法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例のあるものとする。

### 第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

#### 第一節 経営革新

##### （経営革新計画の承認）

第九条 中小企業者及び組合等（以下この節、第三章第三節、第三十九条第一項第三号及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。）は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共に経営革新を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

- 2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 1 経営革新の目標
  - 2 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
  - 3 経営革新の内容及び実施時期
  - 4 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 5 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準
- 3 行政庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。
  - 1 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
  - 2 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 3 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。
- （経営革新計画の変更等）

第十条 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従つて経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

## 第二節 異分野連携新事業分野開拓

### （異分野連携新事業分野開拓計画の認定）

第十一条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。以下同じ。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共に行う異分野連携新事業分野開拓に関するものを含む。以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めることにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異分野連携新事業分野開拓の目標
- 二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 三 異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期
- 四 異分野連携新事業分野開拓における連携の態様
- 五 異分野連携新事業分野開拓のために当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様
- 六 異分野連携新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る異分野連携新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 当該異分野連携新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が相当程度開拓され、又は当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が相当程度開拓されるものであること。

三 前項第三号及び第六号に掲げる事項が異分野連携新事業分野開拓を確実に遂行するため適切なものであること。

四 当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められるものであること。

#### (異分野連携新事業分野開拓計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画（前二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。）に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

#### 第三節 支援措置

##### (中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るもの）をうなぎの条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

保険額の合計額が

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項に規定する経営革

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が 当該借入金の額のうち	新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該債務者 経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係るもの）を受けていた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

保険価額の合計額が

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第四項に規定する異分野

<p>第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項</p> <p>第三条の二第三項、第三条の三第二項及び第三条の四第二項</p>	<p>当該債務者</p> <p>当該債務者</p>	<p>保険価額の合計額が 異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ 額とがそれぞれ</p> <p>異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>
<p>海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第五条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、二億円）」と、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、二億円）」とする。</p> <p>普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の三十）」とする。</p>		

は、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

8 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

#### （中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

#### （株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者等（当該中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が承認経営革新計画に従つて海外において経営革新のための事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものと含む。同号において同じ。）を行うこと。

二 複数の中小企業者（当該複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

- 2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一項第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

## 第六十条 削除

### 第四節 支援体制の整備

#### （認定経営革新等支援機関）

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

#### 2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

- 一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に關し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

#### 三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

##### イ 経営革新等支援業務の内容

##### ロ 経営革新等支援業務の実施体制

#### ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

- 4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

**第十八条** 主務大臣は、認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

**第十九条** 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が前条の規定による命令による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

**第二十条** 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財團法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務)

**第二十一条** 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関する必要な協力の業務を行う。

**第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備**

第一節 新技術を利用した事業活動の支援

(中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力)

**第二十二条** 国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るように努めなければならない。

(中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の作成等)

**第二十三条** 国は、毎年度、特定補助金等の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための支出の目標等の方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

第二十四条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第二十五条 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十六条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証（中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るもの）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものについては、適用しない。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行なうことができる。

- 一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 特定中小企業者うち資本金の額が三億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受け

に係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付されたものとし、以下この節において「新株予約権付社債等」といいます。）の保有

- 2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

## 第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

### （事業環境整備構想）

第二十八条 都道府県又は指定都市（以下この節において「都道府県等」という。）は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源（技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。）を活用して行う事業環境の整備に関する構想（以下この節において「事業環境整備構想」という。）を作成することができる。

- 2 事業環境整備構想においては、第一号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第二号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項

### 二 高度技術産学連携地域の区域及びその活用に関する事項

- 3 都道府県等は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、国に対し、助言を求めることができる。

- 4 都道府県等は、事業環境整備構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 都道府県等が、第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、前二項の規定を準用する。

### （中核的支援機関の認定）

第二十九条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの（以下この節において「中核的支援機関」という。）を、その申請により、一を限つて認定することができる。

- 2 都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。

- 二 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有すること。

4

都道府県等は、第一項の規定による認定をしたときは、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。

5

中核的支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県等に届け出なければならない。

6

都道府県等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(認定中核的支援機関の業務等)

第三十条 前条第二項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関（以下この節において「認定中核的支援機関」という。）

は、その支援事業を適切かつ確実に実施しなければならない。

2 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるとときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取消

しその他必要な措置をとることができる。

3 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

第三十一条 削除

（独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務）

第三十二条 独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「情報処理推進機構」という。）は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下この条において「情報処理促進法」という。）第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。）に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム（情報処理促進法第二

条第二項に規定するプログラムをいう。）の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの（以下この節において「情報関連人材育成事業」という。）を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言を行うこと。

二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるた

め」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは「、第二十

三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」

とあるのは「、前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき）に限る。）並びに第七十一条第一項第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

（情報処理推進機構及び新事業支援機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第三十三条 政府は、情報処理の業務に従事する労働者の能力の開発及び向上を図るため、情報処理推進機構（前条第一項に規定する業務を行う場合に限る。）及び情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

（中小企業基盤整備機構の行う高度技術产学連携地域整備業務）

第三十四条 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術产学連携地域（以下「特定高度技術产学連携地域」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定高度技術产学連携地域において、工場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」という。）、事業場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。）又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと。

二 特定高度技術产学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者に利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は当該出資を受けて事業を

行う者の委託を受けてその施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこと。

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

- 1 特定高度技術産学連携地域における工場若しくは事業場、当該工場若しくは当該事業場と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理
- 2 前号に掲げる業務に関連する技術的援助

### 第三節 雜則

（中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進）

第三十五条 国は、この章に定める措置のほか、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

### 第五章 雜則

（資金の確保）

第三十六条 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（調査、指導及び助言）

第三十七条 行政庁は、承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 主務大臣は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業者について、その新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

3 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徵収）

第三十八条 行政庁は承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行つ者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況につい

て報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定経営革新等支援機関に対し、経営革新等支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

(所管行政庁等)

第三十九条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一 第二条第一項第一号から第七号までに掲げる者（第三号において「個別中小企業者」という。）が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

二 第二条第一項第八号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの（次号において「地区組合」という。）のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ その地区が一の都道府県の区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第四項に規定する一般社団法人

四 前三号に掲げる経営革新計画以外のもの 経済産業大臣及び当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業を所管する大臣

2 都道府県知事は、第九条第一項又は第十条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知するものとする。

(主務大臣)

第四十条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第三号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第十一条第一項及び第三項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第三項まで、第三十七条第二項並びに第三十八条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。

3 第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条、第十九条並びに第三十八条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

る。

4 第十一条第一項並びに第十二条第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

5 第十七条第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（都道府県が処理する事務）

第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第四十一条 この法律による行政庁（都道府県の知事を除く。）及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四十条第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## 第六章 罰則

第四十二条 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業近代化促進法等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）

二 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）

（中小企業近代化促進法等の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等に関する計画の変更の承認及び

取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「中小企業政策審議会」とする。

2 前条の規定による廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第一項又は第七条第一項の承認を受けた者に関する計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徴収、同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて事業を行う者（同法第五条第一項に規定する特例中小企業者を除く。）又は同法第八条第一項に規定する承認事業開始計画に従つて事業を行う者に関する新分野進出等関連保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徴収並びに同法第五条第一項に規定する特例中小企業者に関する中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

#### （独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第四条 中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行つてある工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、次に掲げる者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

- 一 創業者及び新規中小企業者、第九条第一項の承認を受けた中小企業者等並びに認定中小企業者
- 二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者に利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者
- 3 中小企業基盤整備機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地又は産業業務施設用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならない。  
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### ○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）

##### （中小企業者の範囲）

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業者	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

（新規中小企業者に係る要件）

第二条 法第二条第三項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。

2 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。

3 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

（一般社団法人の要件）

第三条 法第二条第四項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

（特定独立行政法人等の範囲）

第四条 法第二条第九項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会

（創業等関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第五条 法第四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百五十五条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係及び法第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第六条 法第四条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四パーセント（手形割引等特殊保証（同項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三四パーセント）とする。

第七条 削除

（経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率）

第八条 法第十三条第八項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び

同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

（中核的支援機関の支援事業）

第九条 法第二十九条第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

- 一 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する調査研究を行い、及び新たな事業活動を行う者に対して必要な情報を提供すること。
- 二 新たな事業活動を行う者又はその従業員に対し、高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する研修又は指導を行うこと。
- 三 新たな事業活動を行う者に対し、高度技術の研究開発若しくはその成果の活用のために必要な資金に係る債務の保証又は当該資金の貸付け若しくはそのあっせんを行うこと。
- 四 高度技術の研究開発及びその成果を活用した新たな事業活動を行う者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

（権限の委任）

第十条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

- 一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画に関する権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- 二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当該経済産業局長
  - イ その地区が一の経済産業局の管轄区域を超えない地区組合
    - ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人
- 2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。
  - 一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在

地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ その地区が一の総合通信局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

三 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）

四 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ その地区が一の国税局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下同じ。）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

七 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ その地区が一の地方農政局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

九 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下の号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ その地区が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

第十二条 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十七条第二項及び第三十八条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該異分野連携新

事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十一一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

第十二条 法第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条、第十九条並びに第三十八条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第四十条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあっては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

1 この政令は、法の施行の日（平成十一年七月二日）から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第二条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、法第十三条第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第八条の規定の適用については、同条中「〇・四一パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）（抄）

（用途による不動産取得税の非課税）

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一（二十）（略）

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地

二十二（三十九）（略）

2・3 （略）

（償却資産に対する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条の二 債却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該債却資産の価格で債却資産課税台帳に登録されたものとする。

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五條（略）

2（43）（略）

44 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路法第二条第一項に規定する道路その他の政令で定めるもの（以下この項において「緊急輸送道路」という。）の地下に埋設するためには新設した地下ケーブルその他の総務省令で定める設備（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対する新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（同法第三十七条第一項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設するためには新設した当該設備にあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）の額とする。

45 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条第五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する農地中間管理権（以下この項において「農地中間管理権」という。）を取得した土地で総務省令で定めるもののうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分（農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものについては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条（略）

255（略）

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 中小事業者 中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

五～八（略）

7510（略）

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）の交付を受けた第十条第六項第四号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（認定経営革新等支援機関等を除く。以下この項において「特定中小事業者」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のもに限る。以下この項において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この項において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 2510 (略)

### （特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三 平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下この項及び次条において「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項及び次条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次条において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次条において同じ。）をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条において同じ。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用

前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額）を控除する。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社により発行される株式

二・四 （略）

2・3 （略）

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第四十一条の十九 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社（以下この項において「特定新規中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。）がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額（当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円）については、所得税法第七十八条（同法第一百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る。） 当該株式会社により発行される株式

二〇五 (略)

2・3 (略)

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 (略)

2・5 (略)

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・三 (略)

四 中小企業者 中小企業者に該当する法人として政令で定めるものをいう。

五・十 (略)

7・10 (略)

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十二の三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）の交付を受けた第四十二条の四第二項に規定する中小企業者又はこれに準ずるものとして政令で定める法人で、青色申告書を提出するもの（認定経営革新等支援機関等を除く。以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2・12 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）  
(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第五条の三　（略）

257　（略）

9516　8 法第十条第六項第四号に規定する政令で定める中小事業者は、常時使用する従業員の数が千人以下の個人とする。

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の四　（略）

254　（略）

5 法第四十二条の四第六項第四号に規定する政令で定める中小企業者は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人とする。

一 その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人

二 前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

6523　（略）

○中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（抄）

（所掌事務）

第二十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十

四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一（四）（略）

五 次に掲げる事業であつて市町村（特別区を含む。以下同じ。）により行われるもの

イ 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この号及び次項第五号において同じ。）が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ （略）

3（5）（略）

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 （略）

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
（略） 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第八号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書	（略） 同法第二条第三項（定義）に規定する中央会 独立行政法人中小企業基盤整備機構
（略） ○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄） （定義） 第二条（略）	（略） 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第一百六十二号）第十四条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書

2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

3 (略)

(業務の範囲)

第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇八 (略)

九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十二条第一項各号に掲げる業務を行うこと。

2 (略)

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十三 (略)

十四 中小企業者 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

十五 (略)

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例)

第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖縄においてその業種における経営革新（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖縄経営革新指針」という。）を定めなければならぬ。

2～4 (略)

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



	中小企業者	特定中小企業者
第三十七条第三項	都道府県	沖縄県
第三十八条第一項	行政 都道府県知事	沖縄県知事
第三十九条第二項	經濟産業省令 經濟產業大臣	内閣府令・經濟産業省令 内閣總理大臣及び經濟產業大臣
第四十二条第一項	第三十八条第一項	第三十八条第一項（沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～八 （略）

九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証、同法第二十一条の規定による協力及び同法第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

九の二～二十三 （略）

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一～五 （略）

六 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七～九 （略）

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十一号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

3・4 （略）

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三(5)五 (略)

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は

中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2(6) (略)

附 則

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一(4) (略)

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務

ロ 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

ハ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十一条第一項の業務

ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十三条に規定する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）（抄）

（情報処理の促進に関する法律の一  
部改正）

第二条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十条の見出しを「（業務の範囲等）」に改め、同条第一項中「第十条」を「第三十二条」に改め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

第二十条第二項中「第七条第二項の規定による試験事務」を「支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つたときは、業務に支障がある場合を除き、その結果を公表するものとする。

4 前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

第二十条を第四十三条とし、第三章第二節中第十九条を第四十二条とする。

（略）

附 則

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一  
部改正）

第十条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（法律平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第十二条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第二十四条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第二十五条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条」を「第四十九条」に改める。

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）

（産業構造審議会）

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第二百五十号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

○中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険保証額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険保証額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 (5) (略)

(無担保保険)

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものを作ることにより、中小企業者一人

についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

#### 4 (略)

##### (特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをすることにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものと

する。

### 3・4 (略)

#### (流動資産担保保険)

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。以下同じ。）のみ（当該中小企業者が法人である場合にあつては、流動資産（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「流動資産担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と流動資産担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に流動資産担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、流動資産担保保険の保険関係が成立するものとする。

### 3 (略)

#### (海外投資関係保険)

第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証することにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

### 3 (略)

#### (新事業開拓保険)

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。

### 3 (略)

#### (保険料)

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。  
(保険金)

第五条 公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引及び電子記録債権の割引の場合は、支払。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。）、社債に係る債務（利息に係るもの）を除く。以下同じ。）又は特定支払債務の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。）求償権行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権行使するための債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。）に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）求償権行使して取得した額から当該委託に要する費用（経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。）に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権行使するための債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第六条 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

#### （求償）

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合は、その求償に努めなければならない。

#### （回収金の納付）

第八条 保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権（信用保証協会が当該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）

を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）に、支払を受けた保険金の額の回収後残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。） 求償権行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権行使するために債権回収会社に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。） 求償権行使して取得した額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

### ○中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（抄）

#### （事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業

五 前各号の事業に附帯する事業

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあっては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方により取得する業務を含む。以下同じ。」を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

別表第二（第十一条関係）

三　（略）

四 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証を行うこと。 (略)	九 五
---	--------

注 この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) (6) (略)
- (7) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。
- (8) 「特定中小企業貸付債権」とは、中小企業特定金融機関等の中小企業者に対する事業の振興に必要な長期の資金の貸付けに係る貸付債権をいう。
- (9) 「特定中小企業社債」とは、中小企業者が事業の振興に必要な長期の資金を調達するために発行した社債であつて中小企業特定金融機関等が応募その他の方法により取得したものと。う。
- (10) (13) (略)
- 備考 (略)

○社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。）

イ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ニ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 (略)

○食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。

2～6 （略）

（指定）

第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2～4 （略）

（業務）

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定計画に係る構造改善事業（以下この条において「認定構造改善事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定構造改善事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業に参加すること。
- 三 認定構造改善事業を実施する者の委託を受けて、認定計画に従つて施設の整備を行うこと。
- 四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適當と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。
- 五 認定構造改善事業を実施する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。
- 六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。
- 七 食品製造業者等又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。
- 十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2・3 (略)

(報告及び検査)

第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(改善命令)

第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 (略)

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行つたとき。

2 (略)

(協議)

第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

二・三 (略)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十九条の規定による命令に違反した者

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

(能力開発事業)

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十三条规定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第十一條に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第五号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二 公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練

又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行なう都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2・3 （略）

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（リース取引に係る所得の金額の計算）

第六十四条の二 内国法人がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の貸貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該貸貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- 二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

4 （略）